

令和3年度 水質検査計画

千葉県水道局

目 次

1	基本方針	-----	1 ページ
2	水道事業の概要	-----	1 ページ
3	原水及び水道水の水質状況	-----	2 ページ
4	水質検査を行う地点、項目、頻度	-----	3 ページ
5	水質検査主体	-----	3 ページ
6	水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直しに関する 事項	-----	3 ページ
7	関係機関との連携	-----	4 ページ
8	委託検査方法及び精度管理	-----	4 ページ
9	水質検査計画及び検査結果の公表	-----	4 ページ

1 基本方針

千葉市水道局では、お客様へお届けする水道水は、安全で良質なおいしい水をいつでも供給するために、以下の方針に基づいて水質検査計画を策定し、水質を適正に管理しています。

(1) 検査地点

水源である井戸（原水）、浄水場ろ過機出口（浄水）、蛇口（給水）で検査を行います。千葉県水道局から受水している原水の検査は浄水場入口蛇口（浄水）、ポンプ室エアー抜き管（浄水）で行います。

(2) 検査項目

水道法で検査を義務づけている「毎日検査項目」、「水質基準項目」、水質管理上留意すべき「水質管理目標設定項目」及び「その他項目等」について検査を行い、それぞれの基準値、目標値等（以下「基準値等」という。）を満たしていることを確認します。

(3) 検査頻度

水道法に基づき、検査が義務づけられている頻度の水質検査を行います。

- ① 水道法により、給水栓において毎日検査が義務づけられている色度、濁度、残留塩素に加え、pH値、臭気は、毎日1回検査を行います。
- ② 水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度は、毎月1回検査を行います。
- ③ 上記①以外の項目で、直近の3か年の測定結果が基準値等の1/10以下の項目及び水源の状況から原水水質が大きく変わるおそれが少ないと認められるため「測定回数を減じることができる」項目であっても、安全を考慮して年1回の検査を行います。なお、その他の項目は法令に基づき年4回行います。（別表1参照）
- ④ 千葉県水道局から受水している原水については、年1回検査をします。その他に県浄水場出口の検査結果を年4回（6、9、12、3月）入手します。
- ⑤ 原水が地下水の場合は、消毒副生成物の項目を除き年2回、緊急用井水及び井水ろ過浄水は年1回の検査を行います。

（※水道法施行規則第15条第4号に規定する検査の省略は行いません。）

2 水道事業の概要

(1) 給水区域

緑区及び若葉区の各一部（千葉県水道局及び四街道市水道事業センター給水区域を除く地域）

(2) 水源（原水）の種類

浄水受水 : 千葉県水道局から受水している水

地下水（認定水源）：土気4・5号井、更科1・2号井、ちばリサーチパーク1号井

地下水（緊急井戸）：平川浄水場 1 号井、大野台 1 号井

（３）浄水場等の名称とその水源

① 平川浄水場（浄水受水）	千葉市緑区平川町 2 2 1 0
計画 1 日最大給水量	7, 0 0 0 m ³ /日
② 土気浄水場（浄水受水・地下水）	千葉市緑区土気町 1 6 3 5 - 2
計画 1 日最大給水量（予備施設）	1, 0 0 0 m ³ /日
③ 大木戸浄水場（浄水受水）	千葉市緑区大木戸町 1 4 1 7
計画 1 日最大給水量	1 8, 7 0 0 m ³ /日
④ 更科浄水場（地下水）	千葉市若葉区更科町 1 3 7 7
計画 1 日最大給水量	1, 0 0 0 m ³ /日
⑤ 大野台送水ポンプ場（浄水受水）	千葉市緑区大野台 1 - 9 - 1 4
計画 1 日最大送水量	3 3, 7 0 0 m ³ /日
⑥ ちばりサーチパーク浄水場（地下水）	千葉市若葉区上泉町 1 1 7 0
計画 1 日最大給水量	1, 0 0 0 m ³ /日
⑦ 高根給水場（浄水受水）	千葉市若葉区高根町 8 8 1 - 7 0
計画 1 日最大給水量	6, 0 0 0 m ³ /日

（４）浄水方法

原水が地下水である土気、更科、ちばりサーチパークの各浄水場は、除鉄・除マンガン急速ろ過機で浄水処理を行っています。また、平川浄水場、大木戸浄水場、大野台送水ポンプ場及び高根給水場は、千葉県水道局からの浄水受水のため浄水処理をしていません。

3 原水及び水道水の水質状況

（１）原水

ア 浄水受水

浄水受水については、千葉県水道局の福増浄水場、柏井浄水場及び誉田給水場から浄水処理された水を受水しています。浄水処理される前の水源水である利根川や高滝ダム湖の原水は、流入する生活排水等による異臭味や生物起因による障害等の水質問題がありますが、千葉県水道局では水源の状況に応じ水質基準値内に適切に処理を行っています。水質確認は、年 4 回（6、9、12、3 月）千葉県水道局から水質検査結果を入手し、51 項目全ての安全性を確認します。なお、本市でも独自に年 1 回確認します。

イ 地下水

地下水については、原水中に鉄、マンガンを含んでいることがあるため、除鉄・除マンガン急速ろ過処理をしています。水質確認は、別表 1～4 のとおり検査し、安全性を確認しています。

（２）水道水

当水道局が給水している水道水については、従前から給水区域全域において基準値等を満たしており安全な水です。

4 水質検査を行う地点、項目、頻度

当水道局では、過去の水質検査の結果に基づき、令和3年度の水質検査を表1～4のとおり行うことで、給水区域全域において基準等を満たしていることを確認します。

(1) 検査地点

検査地点は、別図1の場所で、各給水栓（蛇口）で採水します。

(2) 臨時検査

水源の事故や著しい水質異常が生じ基準値等を超えるおそれ等がある場合には、必要に応じて次のような場合に臨時の水質検査を行います。

- ① 水源の水質が急激に変化したとき
- ② 浄水処理に異常が生じたとき
- ③ 色、濁り、臭気等に著しい変化が生じるなどの異常が認められたとき
- ④ クリプトスポリジウム指標菌が検出されたとき

5 水質検査主体

(1) 毎日検査を実施する項目（色度、濁度、残留塩素、pH値、臭気）

送・配水施設等維持管理業務の委託契約業者が実施します。

(2) 水質基準項目（一般細菌等及びカドミウム等の化学物質）、水質管理目標設定項目（アンチモン等の化学物質等）、その他の項目

ア 千葉県水道局から受水している原水

千葉県の浄水場出口の検査結果を利用しますが、年1回は本市で次項イにより実施します。

イ ア以外の検査

水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた機関（以下「登録検査機関」という。）に委託します。また、検査試料の採取・運搬についても、登録検査機関が実施します。なお、検査試料の採取には当水道局職員が立会いを行い、適正に試料採取していることを確認します。

(3) 臨時の水質検査

登録検査機関に委託します。また、検査試料の採取・運搬についても、登録検査機関が実施します。なお、検査試料の採取には当水道局職員が立会いを行い、適正に試料採取していることを確認します。

6 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直しに関する事項

全ての水質検査結果が、水道法に規定された基準値等を満たすことを確認します。また水質検査結果や、水質基準項目及び基準値等の変更を踏まえ、水質検査計画を適宜見直します。

7 関係機関との連携

水源で、油流出等の水質事故が発生した場合には、河川を管理する国土交通省や千葉県のほか、流域水道事業体等からなる情報連絡網を用い、迅速に情報を把握すると共に、安全で安心な水道水を供給します。

8 委託検査方法及び精度管理

当水道局では、毎日実施する検査（色度、濁度、残留塩素、pH値、臭気）と千葉県水道局から入手する水質検査結果を除く全ての項目について、登録検査機関に委託して水質検査を行います。水質検査項目は、微生物から化学物質まで多種多様にわたり検査レベルも極微量レベルでの測定が求められていることから、試料の採取から運搬・搬送方法等標準作業手順に則り行われているか確認し、万全を期します。

また、水質検査委託先の選定については、ISO/IEC 17025や水道GLP※の認定状況等を考慮することで信頼性の確保に努めるとともに、その精度管理については、年1回立入検査又は書類調査を行い検査体制・能力及び外部精度管理などの確認を行います。

令和3年度は立入検査を実施し、適切に行われていることを確認します。

※水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）とは、公益社団法人日本水道協会が設けた、水道水質検査についての精度と信頼性の保証を確保するための認定制度です。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、水質基準等の改正及び蛇口（給水栓）の水質検査結果を踏まえ見直し事業年度毎に策定し、事前に千葉県水道局ホームページで公表して皆様のご意見をお聞きしています。今後の業務の参考にするために、ご意見を水道局までお寄せ下さい。

水質検査結果についてもホームページに掲載し公表します。

連絡先	千葉県水道局水道事業事務所給水班
	〒266-0004
	千葉県緑区平川町2210
	☎ 043-291-5462
FAX	043-291-8404
メールアドレス	jigyo.WA@city.chiba.lg.jp
ホームページアドレス	http://www.city.chiba.jp/suido/